

ちんすこうをはじめとする農産物・加工品4産品を、 地理的表示(GI)として登録

～GIで初めて菓子類が登録～

農林水産省は、本日、伯州美人(鳥取県)、揖保乃糸(兵庫県)、ちんすこう(沖縄県)、ファイムン・パイナップル(タイ王国)を地理的表示(GI)として、登録しましたので、お知らせします。

1. 概要

地理的表示(GI)保護制度は、その地域ならではの自然的、人文的、社会的な要因・環境の中で育まれてきた品質、社会的評価等を有する農林水産物・食品の名称を、その地域における知的財産として保護するものです。

農林水産省は、学識経験者からの意見聴取等を経て、令和6年8月27日(火曜日)に、地理的表示法に基づき、次の産品を地理的表示として登録(登録番号第153号から156号まで)しましたので、お知らせします。

なお、「ちんすこう」は、GIで初めての菓子類の登録となります。

2. 地理的表示法に基づき新たに登録された特定農林水産物等

登録 番号	名称	登録生産者団体	生産地 (国名又は都道府県名のみ)
153	はくしゅうびじん 伯州 美人	鳥取西部農業協同組合	鳥取県
154	いぼのいと 揖保乃 糸	兵庫県手延素麺協同組合	兵庫県
155	ちんすこう	沖縄県観光おみやげ品公正取引 協議会	沖縄県
156	ファイムン・ パイナップル	ウィサーハギットシュムション プーパリット サップロット ファ イムン クロップウォンジョーン	タイ王国

今回の登録で日本国内の GI 登録商品は 148 商品、海外の GI 登録商品は 6 商品になりました。(登録商品数について、2 商品の登録失効があったことから、登録番号と登録商品数とは一致しません。)

3. 地理的表示及び GI マークについて

登録された商品は、地理的表示 (GI) を使用することができます。その際、地理的表示と併せて下記の GI マーク (地理的表示法に基づく登録標章) を使用することができ、地理的表示商品であることの証となります。



4. 参考

地理的表示（GI）保護制度～登録産品一覧～

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/register/index.html

地理的表示（GI）保護制度～地理的表示及び GI マークの表示について～

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/gi_mark/index.html

<添付資料>

地理的表示(GI)保護制度に基づく新たな登録産品



お問合せ先

輸出・国際局知的財産課

担当者：尾崎、柴崎

代表：03-3502-8111（内線 4283）

ダイヤルイン：03-6738-6317